



告示

鳥取縣告示第十六號

物價統制令第四條の規定により稻藁の販賣價格の統制額を次のように指定する

昭和二十三年一月二十日

鳥取縣知事 西尾愛治

稻藁販賣價格(單位一貫)

六圓〇〇

一、この價格は最終の販賣價格であつて、賣主の店先渡し價格である。

昭和二十三年一月二十日  
第一千八百七十五號

火曜日

本書ノ大キサハ國定規格A列ヲ

鳥取縣公報 毎週 曜日發行 (休日ニ當ル)  
火金 曜日發行 (休日ニ當ル)

昭和二十三年一月二十日  
第一千八百七十五號

(昭和四年四月十五日)  
第三種郵便物認可